

3.子育て世帯及び低所得世帯向け給付金事業の実施状況（特定）

内閣府、こども家庭庁

検査の 背景

- ✓ 国は、令和2年度から4年度までの間に、新型コロナウイルス感染症や電力・ガス・食料品等の高騰により影響を受けている子育て世帯及び低所得世帯に向けて、**給付金を支給する事業を実施**
- ✓ 給付金事業の**実施主体は都道府県、市区町村**。国は支給対象者に支給する給付金に必要な費用（事業費）及び実施主体の給付事務に必要な経費（事務費）に**交付金等を交付**
- ✓ 給付金事業は、実施主体が保有する情報を活用して行うプッシュ型給付等により、できるだけ簡素な手続で迅速に給付を行うこととなっている
「**プッシュ型給付**」：支給対象者からの申請を待たずに実施主体において支給対象者を抽出して行う給付
「**申請型給付**」：実施主体が保有する情報では特定できない支給対象者からの申請に基づき行う給付

検査の 状況

1. 令和2年度から4年度までの間に**全国において実施された子育て世帯及び低所得世帯向け給付金事業を対象**として検査
給付金事業に係る交付金等の交付額 4兆6057億円、**事業費の合計 4兆4745億円（交付額の97.2%）**、事務費の合計 1312億円
子育て世帯向け給付金の**支給児童数**、低所得世帯向けの**支給世帯数を機械的に試算**
①、⑦の給付金：支給対象年齢層の児童の**90～93%**、②から⑥の給付金：同**8～14%**、⑧、⑨の給付金：全世帯の**24～27%**
2. 抽出検査した114実施主体の大半において、給付金事業の実施に当たり、**何らかの給付事務を委託により実施**
3. 114実施主体の給付金事業の実施状況をみると、**大半がプッシュ型給付により支給**
・**プッシュ型給付について**、①児童手当等の受給が支給要件となっている給付金について**事後確認の実施状況が実施主体間で異なる**、②市町村民税均等割の非課税が支給要件となっている給付金について**未申告者への対応等が実施主体間で異なる状況**
・**申請型給付について**、①受付開始時期が実施主体間で異なる、②ひとり親世帯等への**個別の申請勧奨の取組が実施主体間で異なる状況**
4. 114実施主体の事務費全体の**83.3%が委託費**（407億8529万円）
委託契約等の大半（94.8%）が随意契約、そのほとんど（96.9%）が1者のみから見積りを徴取して契約している状況

所見

- ✓ **児童手当等の受給を支給要件とした給付金事業を実施する際には**、給付金の支給後に給付金受給者の児童手当等の受給状況が遡って変更となった場合の対応が地方自治体間で異なることがないよう、**事後確認の必要性の有無を明確にすること**
- ✓ **市町村民税均等割が非課税であることを支給要件とした給付金事業を実施する際には**、未申告者について、支給要件を満たす者が受給できないことがないよう、プッシュ型給付によらない場合には**個別の申請勧奨を行うようにすること**
- ✓ **申請型給付により給付金事業を実施する際には**、給付金を必要とする者に対して支給する時期が地方自治体間の取組の差によって大きく異なることがないよう、また、速やかな支給に資するよう、**申請の受付開始時期等の目安を示すこと**
- ✓ **申請型給付によりひとり親世帯等を対象とした給付金事業を実施する際には**、支給要件を満たす者が受給できないことがないよう、**できる限り個別の申請勧奨を行うようにすること**
- ✓ **給付事務を委託契約等により実施する際には**、契約相手方の選定の公正性及び経済性を確保した契約となるよう、**随意契約による場合であっても、なるべく複数の業者から見積りを徴取するようにすること**

3.子育て世帯及び低所得世帯向け給付金事業の実施状況（特定）

内閣府、こども家庭庁

検査の背景 子育て世帯及び低所得世帯向け給付金の概要

- 国は、令和2年度から4年度までの間に、新型コロナウイルス感染症や電力・ガス・食料品等の高騰により影響を受けている子育て世帯及び低所得世帯に向けて、①から⑨の給付金を支給する事業を実施
- 給付金事業の実施主体は都道府県、市区町村。国は支給対象者に支給する給付金に必要な費用（事業費）及び実施主体の給付事務に必要な経費（事務費）に交付金等を交付
- 給付金事業は、実施主体が保有する情報を活用して行うプッシュ型給付等により、できるだけ簡素な手続で迅速に給付を行うこととなっている
 - 「プッシュ型給付」：実施主体が保有する情報を活用して支給対象者からの申請を待たずに実施主体において支給対象者を抽出して行う給付
 - 「申請型給付」：実施主体が保有する情報では特定できない支給対象者からの申請に基づき行う給付

世帯区分	①～⑦子育て世帯向け			②③⑤ひとり親世帯向け		⑧⑨低所得世帯向け						
課税区分	課税			非課税								
給付金の額	 11万円注 ①⑦			 31万円注 ①②③⑤ ⑦		 46万円注 ①②③⑤⑦ ⑧⑨		 36万円注 ①④⑥⑦⑧ ⑨		15万円 ⑧⑨		
令和2年度	① 2年度子育て世帯特別給付金 (2年5月～3年3月)						② 2年度ひとり親世帯給付金 (2年6月～3年3月)					
							③ 3年度ひとり親世帯給付金 (3年4月～4年3月)		④ 3年度その他世帯給付金 (3年5月～4年3月)			
3年度	⑦ 子育て世帯への臨時特別給付 (3年11月～4年3月)											
4年度							⑤ 4年度ひとり親世帯給付金 (4年5月～5年3月)		⑥ 4年度その他世帯給付金 (4年5月～5年3月)		⑧ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 (3年11月～4年9月)	
											⑨ 電力・ガス・食料品等 価格高騰緊急支援給付金 (4年9月～5年3月)	

注 児童1人の世帯が受け取れる給付金の額

注 児童1人の世帯が受け取れる給付金の額

3.子育て世帯及び低所得世帯向け給付金事業の実施状況（特定）

内閣府、こども家庭庁

検査の状況 1 交付額等の状況（本文P632～636）

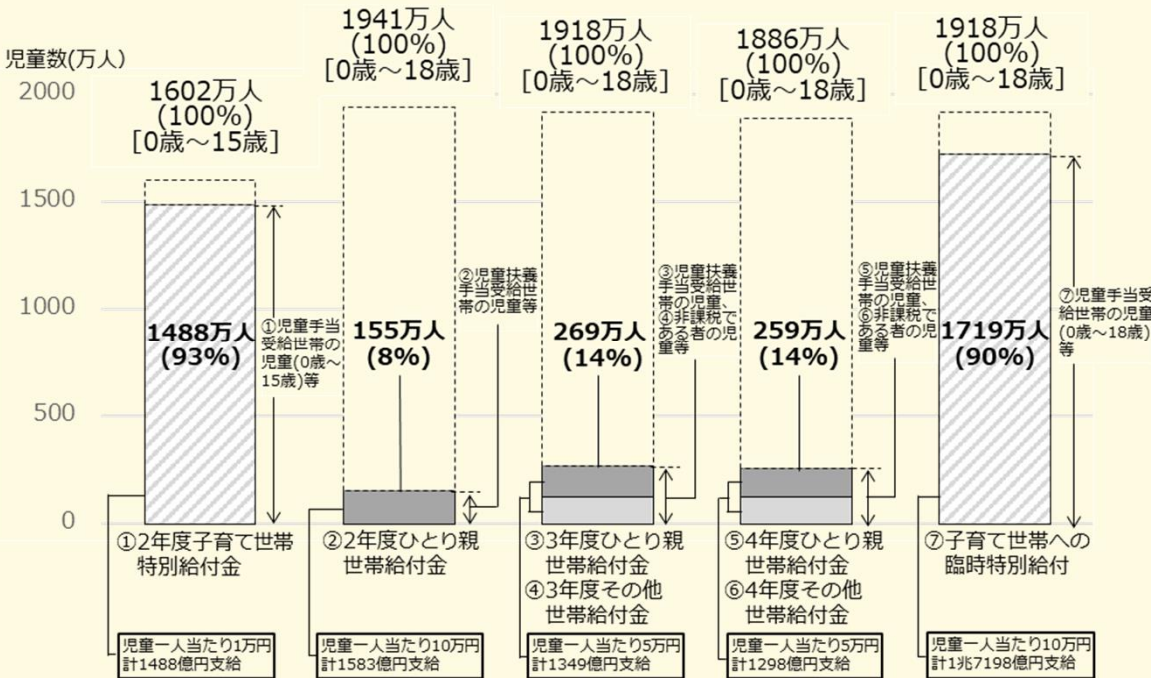
（単位：億円）

給付金	交付額		
	事業費	事務費	計
①2年度子育て世帯特別給付金	1488(96.5%)	53(3.5%)	1542(100.0%)
②2年度ひとり親世帯給付金	1583(97.7%)	37(2.3%)	1620(100.0%)
③3年度ひとり親世帯給付金	720(96.8%)	24(3.2%)	744(100.0%)
④3年度その他世帯給付金	629(91.5%)	58(8.5%)	687(100.0%)
⑤4年度ひとり親世帯給付金	677(96.6%)	23(3.4%)	701(100.0%)
⑥4年度その他世帯給付金	620(93.5%)	43(6.5%)	664(100.0%)
⑦子育て世帯への臨時特別給付	1兆7198(99.4%)	102(0.6%)	1兆7301(100.0%)
⑧住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	1兆5106(96.0%)	634(4.0%)	1兆5741(100.0%)
⑨電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	6720(95.3%)	334(4.7%)	7054(100.0%)
子育て世帯向け給付金の計	2兆2918(98.5%)	343(1.5%)	2兆3262(100.0%)
低所得世帯向け給付金の計	2兆1826(95.7%)	968(4.3%)	2兆2795(100.0%)
子育て世帯及び低所得世帯向け給付金の合計	4兆4745(97.2%)	1312(2.8%)	4兆6057(100.0%)

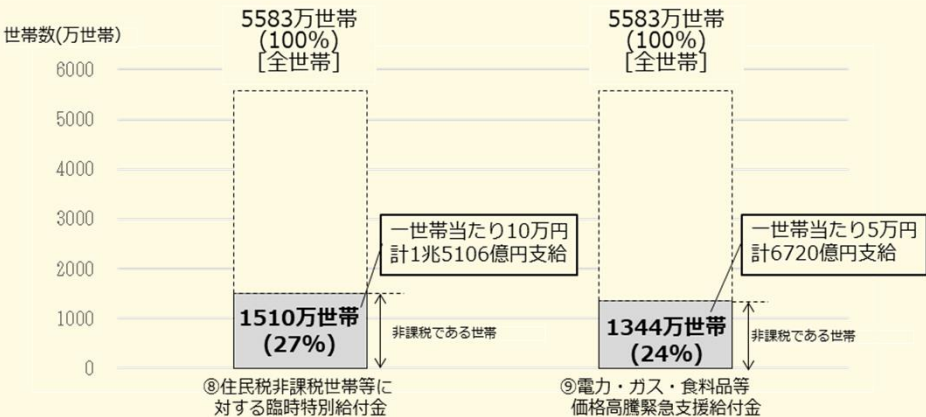
事業費が交付額の大半

<給付金の支給児童数及び支給世帯数の機械的試算>

<子育て世帯向け給付金の支給児童数等の状況>



<低所得世帯向け給付金の支給世帯数等の状況>



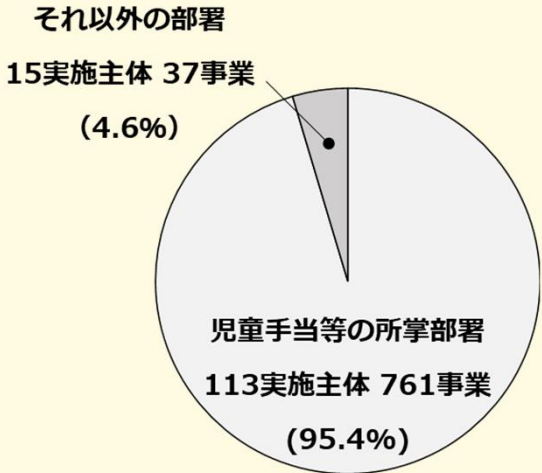
3.子育て世帯及び低所得世帯向け給付金事業の実施状況（特定）

内閣府、こども家庭庁

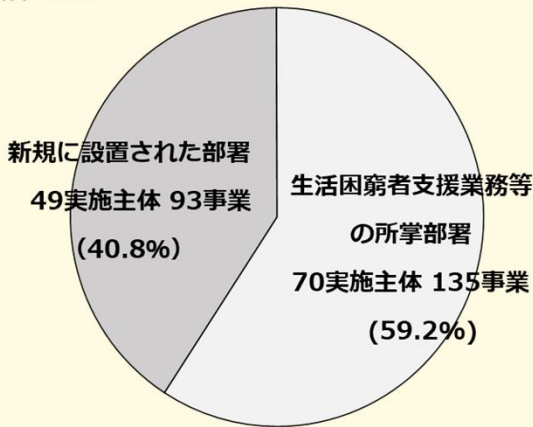
検査の状況 2 114実施主体の給付金事業の実施体制（本文P636～639）

＜給付金の支給部署の状況＞

・ 子育て世帯向け給付金



・ 低所得世帯向け給付金



＜給付事務に係る委託の状況＞

大半の実施主体は、何らかの給付事務を委託により実施

検査の状況 3 114実施主体の給付金事業の実施状況（本文P639～649）

①プッシュ型給付及び申請型給付の件数

（単位：万件）

給付金	プッシュ型給付の件数	申請型給付の件数	総支給件数
①2年度子育て世帯特別給付金	256 (92.2%)	21 (7.8%)	278(100.0%)
②2年度ひとり親世帯給付金	56 (88.3%)	7 (11.7%)	63(100.0%)
③3年度ひとり親世帯給付金	27 (91.2%)	2 (8.8%)	29(100.0%)
④3年度その他世帯給付金	21 (89.9%)	2 (10.1%)	24(100.0%)
⑤4年度ひとり親世帯給付金	26 (93.9%)	1 (6.1%)	28(100.0%)
⑥4年度その他世帯給付金	21 (90.5%)	2 (9.5%)	23(100.0%)
⑦子育て世帯への臨時特別給付	253 (79.1%)	66 (20.9%)	320(100.0%)
⑧住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	479 (96.7%)	16 (3.3%)	495(100.0%)
⑨電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	437 (97.0%)	13 (3.0%)	451(100.0%)

大半がプッシュ型給付により給付

3.子育て世帯及び低所得世帯向け給付金事業の実施状況（特定）

内閣府、こども家庭庁

検査の状況 3 114実施主体の給付金事業の実施状況（本文P639～649）

②プッシュ型給付の状況等

・速やかな支給のため、プッシュ型給付の支給開始時期の目安あり

- ・大半の実施主体が支給開始時期の目安までに支給を開始
- ・確認書の返送を受けた上で支給することとなっている低所得世帯向け給付金を除けば、支給開始日に一定程度の支給対象者に支給

- ・国は、児童手当等の受給状況が遡って変更になり、給付金の他の**支給要件も満たさない場合**には給付金を**返還**させる必要ありとしている
- ・給付金の支給後に**支給要件を満たしているかを確認する必要性については支給要領等に明記なし**

そこで、児童手当等の受給が支給要件となっている給付金について、事後確認が行われているかみたところ・・・

- ・事後確認実施（100実施主体 653事業）
うち、実績報告書の提出後も実施（58実施主体 326事業）
うち、提出前までは実施していたが提出後は実施せず（58実施主体 327事業）
- ・事後確認実施せず（29実施主体 145事業）

児童手当等の受給が支給要件となっている給付金において、**事後確認の実施状況が実施主体間で異なる状況**

所見 児童手当等の受給を支給要件とした給付金事業を実施する際には、給付金の支給後に給付金受給者の児童手当等の受給状況が遡って変更となった場合の対応が地方自治体間で異なることがないよう、**事後確認の必要性の有無を明確にすること**

- ・市町村民税の申告がない者（**未申告者**）については、確認書上で市町村民税均等割が「非課税である」旨を明示的に誓約させるなどした上で**プッシュ型給付を行うことが原則**
- ・**実施主体の判断で申請型給付も可能**

そこで、市町村民税均等割が非課税であることが支給要件となっている給付金について、未申告者への対応状況をみたところ・・・

- ・プッシュ型給付が行われていた（90実施主体 206事業）
- ・プッシュ型給付が行われていなかった（100実施主体 250事業）
うち、個別の申請勧奨が行われていた（55実施主体 108事業）
うち、個別の申請勧奨が行われていなかった（66実施主体 142事業）

市町村民税均等割が非課税であることが支給要件となっている給付金において、**未申告者への対応等が実施主体間で異なる状況**

所見 市町村民税均等割等が非課税であることを支給要件とした給付金事業を実施する際には、**未申告者について、支給要件を満たす者が受給できないことがないよう、プッシュ型給付によらない場合には個別の申請勧奨を行うなどするようにすること**

3.子育て世帯及び低所得世帯向け給付金事業の実施状況（特定）

内閣府、こども家庭庁

検査の状況 3 114実施主体の給付金事業の実施状況（本文P639～649）

③申請型給付の状況等

・申請型給付の場合、受付開始時期の目安なし

そこで、申請型給付の受付開始時期の状況等についてみたところ・・・

給付金	(単位：事業、実施主体、日)			
	プッシュ型給付 による支給開始前	プッシュ型給付 による支給開始後	計	日数 (平均値)
①2年度子育て世帯特別給付金	105 (92.1%)	9 (7.9%)	114 (100.0%)	9
②2年度ひとり親世帯給付金	96 (84.2%)	18 (15.8%)	114 (100.0%)	6
③3年度ひとり親世帯給付金	55 (48.2%)	59 (51.8%)	114 (100.0%)	8
④3年度その他世帯給付金	79 (69.3%)	35 (30.7%)	114 (100.0%)	6
⑤4年度ひとり親世帯給付金	42 (36.8%)	72 (63.2%)	114 (100.0%)	10
⑥4年度その他世帯給付金	77 (67.5%)	37 (32.5%)	114 (100.0%)	5
⑦子育て世帯への臨時特別給付	35 (30.7%)	79 (69.3%)	114 (100.0%)	11
⑧住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	98 (86.0%)	16 (14.0%)	114 (100.0%)	9
⑨電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	105 (92.1%)	9 (7.9%)	114 (100.0%)	4
計	692 (67.4%)	334 (32.6%)	1,026 (100.0%)	8
実施主体数	114	108	114	

プッシュ型給付による支給開始後に申請型給付の受付を開始した実施主体があるなど、受付開始時期等が、実施主体間で異なっており、給付金の速やかな支給に向けた体制が必ずしも十分に構築されていなかった実施主体も見受けられた

所見 申請型給付により給付金事業を実施する際には、給付金を必要とする者に対して支給する時期が地方自治体間の取組の差によって大きく異なることがないよう、また、速やかな支給に資するよう、申請の受付開始時期等の目安を示すこと

・厚生労働省は、実施主体に対して、実施主体が保有する情報では特定できない者等について、対象となる給付金の申請ができる限り漏れなく行われるよう、独自に実施している施策の情報等を可能な範囲で活用するなどして積極的な申請勧奨を行うなどするよう依頼

そこで、実施主体の個別の申請勧奨の取組をみたところ・・・

- ・ひとり親世帯が支給対象となる給付金について、ひとり親支援施策等の情報を活用するなどして、個別の申請勧奨が行われていた（81実施主体 223事業）
行われていなかった（48実施主体 119事業）
- ・高校生等のみを養育する者が支給対象に含まれる給付金について、住民基本台帳等から対象と思われる者を抽出するなどして、個別の申請勧奨が行われていた（104実施主体 209事業）
行われていなかった（68実施主体 133事業）

個別の申請勧奨の取組が実施主体間で異なる状況（検査した範囲では、申請勧奨を行った実施主体は給付率が高い）

所見 申請型給付によりひとり親世帯等を対象とした給付金事業を実施する際には、支給要件を満たす者が受給できないことがないよう、できる限り個別の申請勧奨を行うようにすること

3.子育て世帯及び低所得世帯向け給付金事業の実施状況（特定）

内閣府、こども家庭庁

検査の状況 4 114実施主体の事務費等の状況（本文P649～652）

①事務費の状況

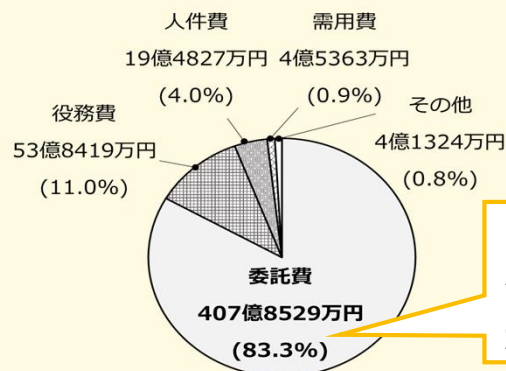
・給付1件当たりの事務費（円／件）

児童手当等の受給者であることが支給要件である給付金（①等）
→1件当たりの事務費が低い



市町村民税均等割が非課税であることが支給要件である給付金（④等）→1件当たりの事務費が高い

②経費区分別の事務費の状況



114実施主体の1,026事業に係る事務費の内訳は、委託費が83.3%

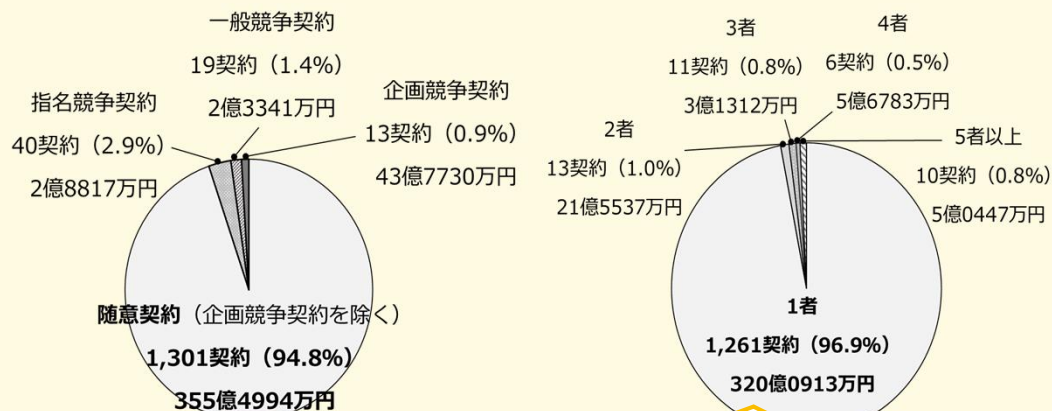
・低所得世帯向け給付金事業は、子育て世帯向け給付金事業と比べて委託費の平均額が大幅に高い（本文図表31参照）

③委託費の契約方式等の状況

厚生労働省が事業主体に対して発出した事務連絡・留意事項

システム改修開発経費や給付事務等の委託費については、複数の業者から見積りを取得するなど、過度に費用が発生しないよう努めること

そこで、委託費について、契約方式及び見積りの徴取先数をみると・・・



事務費の大部分を占める委託費について、委託契約等の大半が随意契約により行われており、そのほとんどが1者のみから見積りを徴取して契約している状況

所見 給付事務を委託契約等により実施する際には、契約相手方の選定の公正性及び経済性を確保した契約となるよう、随意契約による場合であっても、なるべく複数の業者から見積りを徴取するようにすること